

委員会提出議案第1号

亀山市議会会議規則の一部改正について

上記の議案を、亀山市議会会議規則第13条第2項の規定により、別紙のとおり提出します。

令和3年3月26日提出

提出者

議会運営委員会委員長 岡本公秀

亀山市議会議長 中崎孝彦様

別紙

亀山市議会会議規則の一部を改正する規則

亀山市議会規則第 号

亀山市議会会議規則の一部を改正する規則

亀山市議会会議規則（平成17年亀山市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「事故」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に、「付し」を「付け」に改め、同条第2項中「日数を定めて」を「出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第13条中「付し」を「付け」に改める。

第43条第1項及び第67条中「付する」を「付ける」に改める。

第86条第1項中「事故」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に、「付し」を「付け」に改め、同条第2項中「日数を定めて」を「出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第105条中「付し」を「付け」に改める。

第122条中「付する」を「付ける」に改める。

第123条の見出し中「起立」を「挙手」に改め、同条第1項中「起立させ、起立者」を「挙手させ、挙手者」に改め、同条第2項中「起立者」を「挙手者」に改める。

第129条ただし書中「起立」を「挙手」に改める。

第131条第1項中「、請願者の住所及び氏名（法人の場合にはその名称及び代表者の氏名）を記載し、請願者が押印しなければならない」を「及び請願者の住所を記載し、請願者が署名又は記名押印をしなければならない」に改め、同条中第4項を第5項とし、第

3 項を第 4 項とし、同条第 2 項中「請願を」の前に「前 2 項の」を加え、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。

第 1 3 5 条第 1 項中「付し」を「付け」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。